

府中市地域包括支援センター第5回運営協議会

みだしの運営協議会の議事内容を次のとおりまとめたので報告する。

開催日時：平成18年7月6日（木）	14時00分～15時30分
場所：府中市役所 3階 第3・4会議室	
出欠状況：出席委員	6人
欠席委員	5人

1 運営協議会の内容

- (1) 平成18年度開催計画について説明を行い（運営協議会回数について1を5、2を6、3を7に訂正）、了承をいただいた。
- (2) 地域包括支援センター運営状況について説明を行い、新予防給付及び職員採用計画に係る予算の組み替えについて検討を行っていただき、職員数・車の台数と計画作成件数等の質疑及び補足説明を行い、特段の異論なく了承をいただいた。
- (3) ブランチについて説明を行った。
- (4) 地域密着型サービスについて検討を行っていただき、小規模多機能型居宅介護事業所等について補足説明を行い、特段の異論なく了承をいただいた。
- (5) 介護保険事業の運営状況について報告を行った。

2 提案内容

別紙の資料を中心に説明し、平成18年度開催計画については資料1、地域包括支援センター運営状況については資料2、地域密着型サービスについては資料5について説明を行った。

3 補足説明・意見交換等のまとめ

補足説明 8人枠については、唐突に厚生労働省が1月に示したものの。包括支援センターはプランチェック機能という説明を受けていたし我々もそうと考えていた。1月頃になりまして要支援の報酬について8人枠というのが唐突に出てきました。本年度予算に間に合わせる必要があるので四人体制としましたが予算時期の段階と厚生労働省の示してきた段階と次元にずれがあり半年で予算を修正せざるを得ない状況になってしまいました。ケアマネージャー4名ではありますが、実際はそれぞれ相談業務、ネットワークの構築、総合相談等本来業

務を持ちケアプラン作成をしています。本来業務がおろそかになる
といえなくなってしまいます。今回お願いをしていますようにこれから
3月にかけてまして新規が516件と増えてきますと今の4名の体制
では包括支援センターでの作成あるいは管理が困難になるので若干
名の増員をお願いしたいと思います。又、地域支援事業特定高齢者
のケアプランも包括支援センター職員が立案します。現在特定高齢
者は府中市の健診で候補者の洗い出しをするよう計画しています。
包括支援センターでは特定高齢者のケアプラン作成の作業を実施し
ます。これは、先ほどの予防給付にプラスして特定高齢者について
もケアプラン作成管理をするということです。3月に向け535件
のプラン作成と合わせて、535件以上包括職員がプラン作成する
こととなります。

補足説明 地域密着というサービスそのものでございますが、いわゆる高齢者
の方が住みなれた地域でできる限り生活をしていただくために、そ
の地域で生活していただくために、特定された25名を対象に居宅
を中心にしながらショート的な泊まりもできる、通いもできるし、
訪問もできるという総合的にサービスを提供しようというものでご
ざいまして、もう少し整理しますと、地域密着型というのは、先ほ
ど説明いたしました小規模多機能型居宅介護事業所、それから小規
模の介護福祉施設、老人保健施設、夜間の訪問サービスを指してい
わゆる地域密着型サービスというのですが、地域でできる限り生活
をしていただくために地域密着型サービスが新たに開始されたわけ
です。特に府中市では、小規模多機能型と認知症高齢者の通所、グ
ループホーム、この3つの事業を実施していこうということで、小
規模多機能型以外については既にサービスが本年度以前に始まっ
ていました事業ですから、県の指定を既にとっているものでござい
まして、残る小規模多機能型については全く新しいサービス・事業と
なるわけで本年度サービス開始が準備中のために遅れているわけ
ですが、通所、訪問、ショートこの総合的なサービスを提供する事
業でございまして。本年度南部日常生活圏域に1か所というふう
にしておりますのは、これは皆さま方にご協議いただきました第3
期の介護保険事業計画の中で本年度は南部1か所、来年度北部1
か所、21年度南部1か所というふうに合計この3年間に3か所指
定をしていくという事業でございまして。

補足説明 適正化でございまして、第3期事業計画につきまして委員の皆さま
にご協議いただきました。ご存知のように介護保険標準給付伸び額を

3年間で106億円として計画を立てているところです。この106億円、つまり1年に直しますと大体35億円前後となるわけです。この35億円という数字が平成17年度、いわゆる第二期事業計画の最終年でございますが、この額とほぼ同額をこの事業計画の額としています。従いまして、この106億円の範囲内で3年間を実施していくとしますと、今までと同様な介護保険の事業の運営ではとてもこの106億円を達成することはできないと判断しています。従いまして、この106億円の範囲内で事業を達成するためには、先ほど申しましたあらゆる適正化に取り組んでいくというふうに考えています。本日提案をして皆さまにご審議していただきたいと考えています。特に認定段階において、言ってみれば入り口の部分でしっかり管理していく必要があるのではないかと考えています。認定にあたりまして、主治医意見書について現在も適正な意見書をいただいているわけではございますが、適正給付にむけより適正な意見書をお願いしたいと思います。行政としても市民にこれ以上の介護保険保険料請求は不可能と考えています。委員の皆さまのお知恵を拝借したいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。